

竜王町フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不登校児童生徒の社会的自立を図るとともに、学校以外の多様な学びの場を利用する不登校児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として、フリースクールを利用するために必要な経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、竜王町補助金等交付規則（昭和50年竜王町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児および学齢生徒のうち、町内に住所を有する者をいう。
- (2) 不登校児童生徒 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第2条第3号に規定する者をいう。
- (3) フリースクール 第11条の規定により町長が認定した施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、児童生徒の保護者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 児童生徒が在籍する学校（以下「在籍学校」という。）に補助金の申請の日前1年の期間内に原則30日以上、登校していない児童生徒の保護者であること。
- (2) フリースクールに原則週1回以上通所する児童生徒の保護者であること。
- (3) フリースクールでの児童生徒の様子等について、フリースクールが在籍学校に情報提供することを承諾すること。
- (4) 次条に規定する補助対象経費について、国、県、その他の団体等から補助を受けていないこと。
- (5) 町税の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、児童生徒

がフリースクールを利用するに当たり保護者が負担する授業料とする。補助対象経費の上限は1人1月当たり1万円とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1（生活保護費を受給する世帯にあつては10分の10、就学援助費を受給する世帯にあつては4分の3）に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(補助対象者の認定申請)

第6条 補助対象者として認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、竜王町フリースクール利用児童生徒支援補助金対象者認定申請書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、原則としてフリースクールの利用開始までに提出するものとする。ただし、やむを得ない事由があると町長が認めるときは、この限りでない。

(補助対象者の認定等)

第7条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る内容を審査の上、認定の可否を決定するものとする。この場合において、町長は、児童生徒の在籍学校の校長の意見を聴取することができる。

2 町長は、前項の規定により認定の可否を決定したときは竜王町フリースクール利用児童生徒支援補助金対象者認定（不認定）通知書（別記様式第2号）により、その旨を認定申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第8条 前条第1項の規定により補助対象者として認定を受けた者（以下「補助認定者」という。）が補助金の交付を受けようとするときは、竜王町フリースクール利用児童生徒支援補助金交付申請書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 認定施設利用状況報告書（別記様式第4号）

(2) 補助対象経費の支払状況が確認できる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の申請書兼請求書は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に規定する日までに提出しなければならない。ただし、提出ができないことについて町長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 4月1日から6月30日までの利用分 7月1日から同月末日まで
 - (2) 7月1日から9月30日までの利用分 10月1日から同月末日まで
 - (3) 10月1日から12月31日までの利用分 翌年1月1日から同月末日まで
 - (4) 1月1日から3月31日までの利用分 4月1日から4月10日まで
- (交付決定等)

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定するものとする。この場合において、町長は、申請内容の審査に当たり、当該児童生徒が通所するフリースクールに事実確認等の協力を要請することができる。

2 町長は、前項の規定により交付の可否を決定したときは竜王町フリースクール利用児童生徒支援補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第5号）により、その旨を補助認定者に通知するものとする。

(フリースクールの認定申請)

第10条 フリースクールとして認定を受けようとする者（以下「施設認定申請者」という。）は、竜王町フリースクール認定申請書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 施設の紹介パンフレット等当該施設の概要が分かるもの
- (2) 利用者との契約約款等契約条項が分かるもの
- (3) 施設の指導者または相談員の名簿およびその職員が有する資格を証する書類の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(フリースクールの認定)

第11条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る内容を審査の上、次に掲げる基準を満たすときは、認定を行い、竜王町フリースクール認定通知書（別記様式第7号）により、施設認定申請者に通知するものとする。

- (1) 民間団体が経営していること。
- (2) 「竜王町における不登校児童生徒が通う民間施設についてのガイドライン」に則った支援が行われていること。
- (3) 学校の授業時間内に児童生徒の受入れができること。
- (4) 町長または在籍学校の校長の要請により、必要な情報を提供するなど、町および在籍学校と連携することができること。

(5) 業務上知り得た児童生徒および保護者の個人情報について、他の目的に使用しないこと。

(6) 不登校児童生徒が通う施設として1年以上の活動実績があること。

2 町長は、フリースクールが前項各号の基準を満たさなくなったときは認定を取り消すことができる。

3 町長は、前項の規定により認定を取り消したときは、竜王町フリースクール認定取消通知書（別記様式第8号）により施設に通知するものとする。

（特例）

第12条 規則第12条の規定に基づく実績報告は、同条ただし書の規定により第8条の交付申請によってなされたものとみなす。

2 規則第13条の規定に基づく額の確定通知は、同条ただし書の規定により第9条の決定通知によってなされたものとみなす。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年10月1日から施行し、令和7年10月1日から令和9年度までの補助事業について適用する。

（準備行為）

2 町長は、この告示の施行日前においても、第6条第1項および第10条の規定による申請ならびに第11条第1項の規定による認定に関し、必要な手続を行うことができる。